

**地区回覧：村民各位** ※村内の農業者及び農業従事者に関わらず、全村民に対して周知いたします。

## 留寿都村農業委員会委員の募集について

現在の留寿都村農業委員会委員については、令和2年7月19日に任期満了を迎えます。新しい任期の委員について、次のとおり募集を行います。

### 農業委員会委員について

■任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日（3年間）

■主な業務内容：

- ・農地法に基づく農地の権利移動の許可
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農地の権利移動に係る利用調整活動
- ・農地の利用確保、担い手への農地集積、新規参入等の支援
- ・法人化等農業経営の合理化の推進、調査・情報の提供

■資格：

農業に関して豊かな知識と経験を持ち、農業委員会の定める職務を適切に行うことができる方。  
(年齢は20歳以上・性別は問いません。)

■推薦・募集方法：

次のいずれかにより推薦・応募を受け付けます。

- ① 農業者等3名の連名による推薦書の提出（別記第1号様式に記載）
- ② 団体・組織の代表者による推薦書の提出（別記第1号様式に記載）
- ③ 上記①・②以外の方は、応募に関する書面を提出（別記第2号様式に記載）

**※ 推薦書及び応募に関する書面については、別紙書面をコピーして使用していただくか、農業委員会事務局又は留寿都村ホームページでも入手可能です。**

■推薦・募集人数：11名

■受付期間：

令和2年1月20日（月）～令和2年2月20日（木）  
(役場閉庁日を除く。)

■提出先：留寿都村農業委員会事務局

■公表：

募集に応じた方の氏名等（住所を除く）については、法令の定めにより、受付期間の中間及び期間終了後に留寿都村ホームページ及び留寿都村掲示板で公表します。

■選任方法：

農業委員会委員候補者は、選考の結果、留寿都村議会の同意を得た後、村長から任命されます。



お問い合わせ：留寿都村役場 農業委員会事務局 電話：0136-46-3131

## 留寿都村農業委員会委員募集要綱

平成 27 年 9 月 4 日に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことにより、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙制度から村長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず、広く一般に公募することとなり、その結果により村長が任命するしくみとなっております。

つきましては、令和 2 年 7 月 20 日付で留寿都村農業委員会委員を選任することになりましたので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方の募集を行います。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

### 1 農業委員会委員の業務

- (1) 農地法等の権限事務について、審査及び決定を行います。
  - ・農業委員会総会、研修会等に出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進を実施します。(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)
- (3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供の事務を実施します。
- (5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します。(担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動)

### 2 推薦及び応募について

- (1) 地区・全域からの推薦
  - ・農業者等 3 名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。
- (2) 団体からの推薦
  - ・農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。
- (3) 一般応募

### 3 募集する農業委員数

11 名

### 4 推薦・応募の資格

- (1) 留寿都村に住所を有する者を基本に、村外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 年齢は 20 歳以上・性別は問わない。
- (3) 留寿都村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (4) 留寿都村の職員でない者

※以下の方は推薦及び応募ができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 5 提出書類

該当する次の書類に住民票の抄本を添付し（村外在住の方のみ）、必要事項を記載して、留寿都村農業委員会事務局へ提出してください。

- ・ 推薦の場合：留寿都村農業委員会委員候補者推薦書（別記第1号様式）
- ・ 応募の場合：留寿都村農業委員会委員候補者応募申込書（別記第2号様式）

※書類の請求については、農業委員会事務局にご連絡いただくか、もしくは、留寿都村ホームページからダウンロードしてご利用ください。

## 6 書類の提出先

留寿都村農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

郵送の場合の送付先

〒048-1731 虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地 留寿都村農業委員会事務局

## 7 募集の期間

令和2年1月20日（月）午前8時45分から、令和2年2月20日（木）午後5時30分までに必着

## 8 選任方法

推薦・応募の理由、年齢、地域等を考慮し、留寿都村農業委員会委員候補者評価委員会において評価を行い、議会の同意を得て選任いたします。

## 9 農業委員会委員の任期

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

## 10 お問い合わせ

〒048-1731 虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地 留寿都村農業委員会事務局（留寿都村役場内）

電話：0136-46-3131

FAX：0136-46-3545

メールアドレス：s-noui@vill.rusutsu.lg.jp

留寿都村農業委員会委員候補者推薦書

留寿都村長 様

留寿都村農業委員会委員候補者として、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦をする者（個人の場合）に関する事項

①	氏 名	⑩
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	

①	氏 名	⑩
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	

①	氏 名	⑩
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	

2 推薦をする者（法人又は団体の場合）に関する事項

①	名 称	⑩
②	住 所	
③	目 的	
④	代表者又は管理人 の 氏 名	
⑤	構成員の人数	
⑥	構成員たる資格その 他の当該推薦をする 者の性格を明らかに す る 事 項	

別記第1号様式（第4条関係）

3 推薦を受ける者に関する事項

①	氏名	㊟
②	住所	
③	職業	
④	年齢	
⑤	性別	
⑥	経歴	
⑦	農業経営の状況	
⑧	認定農業者に該当するか否かの別	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
⑨	地区からの推薦か否かの別 (地区名)	<input type="checkbox"/> 地区推薦 ( )

※ 記載上の注意

- ア. ⑥については、公職歴や所属する団体の役職歴などを記載すること。
- イ. ⑦については、農業経営の内容を記載し、農業経験年数も記載すること。現在、農業経営を行っていない場合は、過去の状況を記載すること。
- ウ. ⑨については、地区名を（ ）内に記載すること。

4 推薦の理由

5 推薦を受ける者が、農業委員との兼職が禁止されている職に在職しているか否の別

在職していない ←○で囲んでください。

留寿都村農業委員会委員候補者応募申込書

留寿都村長 様

留寿都村農業委員会委員候補者として、下記のとおり応募します。

記

1 応募する者に関する事項

①	氏 名	⑩
②	住 所	
③	職 業	
④	年 齢	
⑤	性 別	
⑥	経 歴	
⑦	農業経営の状況	
⑧	認定農業者に該当 するか否かの別	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
⑨	応募する地区	地区

※ 記載上の注意

- ア. ⑥については、公職歴や所属する団体の役職歴などを記載すること。
- イ. ⑦については、農業経営の内容を記載し、農業経験年数も記載すること。現在、農業経営を行っていない場合は、過去の状況を記載すること。
- ウ. ⑨については、地区名を記載すること。

2 応募の理由

3 推薦を受ける者が、農業委員との兼職が禁止されている職に在職しているか否の別

在職していない ←○で囲んでください。